

保育を必要とする証明書一覧

軸	内容	証明書等
就 労 (※1)	勤務者（正社員）	就労証明書
	勤務者（正社員以外） ※パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、会計年度任用職員、非常勤 等 (※2)	・ 就労証明書 ・ 1 か月あたりの労働時間及び賃金等の記載がある書類（直近3か月分のコピー） (例)賃金明細書、出勤簿の写し 等
	内職 (※3)	・ 就労証明書 ・ 1 か月あたりの労働時間及び賃金等の記載がある書類（直近3か月分のコピー） (例)賃金明細書、賃金振込みが確認できる通帳、出勤簿の写し 等
	自営業 農業 漁業 (※3)	【自営業主】 ・ 就労証明書 ・ 令和8年確定申告書第一表の写し ※一斉申込み時点では就労証明書のみを提出してください。確定申告後に第一表の写しを提出してください。確定申告をする予定がない場合は、1 か月あたりの労働時間及び賃金等の記載がある書類（直近3か月分のコピー）を提出してください。 【自営業協力者】 ・ 就労証明書 ・ 1 か月あたりの労働時間及び賃金等の記載がある書類（直近3か月分のコピー） (例)賃金明細書、賃金振込みが確認できる通帳、出勤簿の写し 等
	就労予定者	就労証明書
出産		母子手帳の写し（表紙及び出産予定日記載ページ）
保護者の病気・疾病		・ 申立書 ・ 医師診断書（病名、治療期間、家庭での保育が困難である旨の記載があるもの）
保護者の障がい		・ 申立書 ・ 障がい者手帳の写し
介護・看護		・ 申立書 ・ 次の①～③のいずれか ①医師診断書 ②身体障害者手帳1～3級の写し ③要介護認定3～5の認定証の写し 【児童発達支援センター等への親子通園の場合】 ・ 申立書 ・ 施設が発行する在園証明書（親子通園期間を明記されたもの） ※入園前の場合は、入園見込みを証するもの
求職		求職活動確約書
就学		・ 在学証明書、学生証又は就学を証明できる書類の写し ・ 授業カリキュラム
災害		り災証明書

※1 保護者（父母）のいずれかが実態で60時間/月以上の勤務ではない場合、3歳以上児は1号認定となります。

※2 複数の勤務先で現に就労している場合には、就労時間を合算して「保育所等利用調整指数」を決定します（自営業、内職、家族従業者、起業準備は合算対象外）。入園後、賃金明細書等の写しを随時提出していただき、実態調査をします。

※3 上表の書類（就労証明書を除く）が用意できない場合、各園又はこども保育課にお申し出ください。「就労状況等報告書」の用紙をお渡ししますので、その用紙にて就労状況を報告してください。